

柔軟なアカデミック・カレンダーの設定について

基本的な考え方と方向性

【基本的な考え方】

平成24年の中教審答申の考え方を踏まえ、学修を実質化し、学生の主体的な学びを推進する観点から、**従来主流であった、「週1コマ、15週で2単位」とする授業のあり方の多様化を促進し、授業の質の向上を図る。**

具体的には、例えば、

- ・講義だけでなく、演習や実験、実習、小論文・レポートの作成とそれに対する個別指導など様々な方法を組み合わせた授業、

- ・1,2ヶ月程度の短い期間で履修する授業や、逆に4,5ヶ月程度の長い期間をかけて履修する授業

- ・外国の教授等を招聘して、数週間行うサマープログラム 等、

学生の学修意欲を喚起し、高い教育効果が発揮できるよう各大学におけるより柔軟な取組を促す。

単位の修得に必要な学修時間を、適切に確保する。(講義であれば、1単位あたり15時間の授業時間を確保)

「・単位制度の国際的な通用性の観点から、学習時間の実態を国際的に遜色ない水準にすることを旨として、総合的な取組を進める必要がある。その前提として、1単位当たりの授業時間数が、大学設置基準の規定に沿っている必要がある。講義であれば最低でも15時間の確保が必要とされる。これには定期試験の期間を含めてはならない。」(平成20年12月24日中央教育審議会『学士課程教育の構築に向けて(答申)』p20)



【方向性】

引き続き、「10週又は15週」を原則としつつ、**授業内容や方法の多様化を促進するため、弾力的な授業期間の設定を可能にする。**

具体的には、**大学設置基準第23条但書きの適用範囲を拡充し**、例えば、

- ・8週や13週など、10週や15週よりも短い期間で15時間の授業を行うこと

- ・逆に、20週や23週など、10週や15週よりも長い期間をかけて15時間の授業を行うこと

- ・サマープログラムなどの集中講義を行うこと 等、

が但書きの適用対象となることを明示的に認める。

併せて、施行通知において、授業期間の弾力化により、上記のように授業のあり方の多様化を促進することで、一人ひとりの**様々な意欲・関心に応え、学生の主体的な学修を促進**するよう求める。

大学設置基準第23条の改正事項等について

【設置基準の改正事項】

現行

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上**特別の必要がある**と認められるときは、これらの期間**より短い**特定の期間において授業を行うことができる。

改正案

(各授業科目の授業期間)

第二十三条 各授業科目の授業は、十週又は十五週にわたる期間を単位として行うものとする。ただし、教育上**必要かつ適当**と認められるときは、これらの期間**と異なる**特定の期間において授業を行うことができる。

【施行通知において周知する事項】

今回の設置基準改正は、授業期間を弾力化することにより、**授業のあり方の多様化を促進**するもの。これにより、集中的な履修が適当な授業については短期間で、十分に理解を深めることが必要な授業については長期間で行うなど、授業科目の内容や学生の実情に応じた柔軟な授業の展開が期待される。

同時に、弾力的な授業期間を設定することで、講義と演習や実験、実習、実技等を組み合わせた授業や、小論文の提出とそれに対する個別指導を柔軟に組み合わせる等、授業の時間数は確保しつつも、10週・15週の枠組みにはとらわれず、各大学における創意工夫により、知識の伝達を中心とする一方向の授業から教員・学生が双方向に意思疎通しながら、**学生の主体的な学びにつながるような授業への転換を促すもの**である。

「**教育上必要かつ適当と認められる場合**」とは、授業期間を弾力化することについて、教育上合理的な必要性があり、かつ、そのことによって10週又は15週の原則通りに授業を行う場合と同等以上の教育効果が確保されていることである。**教育上の必要性・適当性について、各大学は十分な説明が可能でなければならない。**

特に、**講義以外の方法を組み合わせた授業等、外形的に10週又は15週にわたり授業が行われていることが確認できない場合には、当該授業の内容が、単位の修得に必要な授業時間数に相当することの説明を、シラバス等で明記することが必要である。**

なお、授業のあり方の多様化を促進し、授業の質を高めていくため、各授業科目について、**学位授与の方針や教育課程の編成・実施方針**との整合性を確保するとともに、**学修成果の評価について、具体的な評価の測定方法を**含めて**明確化**していくことが求められる。